

■ 『艦隊これくしょん -艦これ-』のキャラクターを申請希望された方へ ■

今回のワンダーフェスティバル2019[冬]にて申請希望されました『艦隊これくしょん -艦これ-』のキャラクターについて(株)角川アーキテクチャー様より下記ガイドラインが規定、提示されておりますので内容をご確認のうえ遵守してください。

ガレージキットイベントの1日著作権許諾の受付について

■特記

造型の元となった原作の媒体を申請時に明記してください。

- ・ブラウザゲーム「艦隊これくしょん -艦これ-」
- ・TVアニメ「艦隊これくしょん -艦これ-」
- ・劇場アニメ「劇場版 艦これ」

※アニメ作品につきましては(株)KADOKAWA様が窓口となります。

●許諾条件

- ① 著作権の許諾は、申し込みのあったイベントに対して、当日のみの販売を条件に受付させていただきます。
※許諾を受けたイベント以外での販売はできません。各イベントごとに申請が必要です。
- ② 製造数量は1アイテムにつき100個までとします。
- ③ ロイヤリティについては、各作品とも以下の計算式となります。
 $\text{〈販売価格} \times 5\% \times \text{販売数量〉} = \text{支払いロイヤリティ}$
※料率は原作により異なります
- ④ 申請数に合わせて証紙を発行いたしますので、販売時に商品への貼付をお願いいたします。
※証紙の貼られていない商品を販売されている場合は、無許諾と見なします。
- ⑤ 売れ残った在庫について、他の販売イベントや、一般の小売店、同人ショップなどで販売することはできません。また、販売できなかった分の証紙に関しては返却をお願いいたします。
- ⑥ 以上の条件について違反が発覚した申請者に対しては、今後1日著作権の許諾を控えさせていただきます。
- ⑦ その他許諾できないもの
ア) 原作やキャラクターのイメージを著しく損なうと思われるもの
イ) 公序良俗に反するもの
ウ) 他の著作物を組み合わせたもの(コラボもの)、他の製品・著作物に付属する形での造形物(既存商品への改造・アレンジパーツなど)
エ) 原作(ブラウザゲームもしくはTVアニメ)を同人や二次著作物(アンソロジー等)でアレンジしたものを元にした造形物
オ) 原作の絵素材を製品にそのまま使用するもの(絵入りのバッチなど)
- ⑧ なお、販売を前提としない原型のイベントでのブース展示については、⑦の内容に沿っていただいた上であれば、申請だけいただければ特に制限を設けません

●監修申請時の注意

原型の監修申請時に原型が製作途中(未完成)のものは監修ができないため許諾不可とさせていただきます。全体が未完成なのはもちろんですが、一部だけ未完成(手ができてない、など)も含まれますのでご注意ください。

※なお、監修はキットの販売時の状態を想定しますので、必ずしも着色されている必要はありません。

不明な点、解釈に迷う点などがある場合はお問い合わせください。

※この書面は本申請の有無に関わらず、該当するキャラクターを申請希望された全ての方へ送付しております。